

令和5年6月5日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宇城市長 守田 憲史

市町村名 (市町村コード)	宇城市 (43213)	
地域名 (地域内農業集落名)	河江地区 (北出村集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年3月14日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当集落は、水田地域で、施設園芸及び水稻の栽培を行っている。
地域農業の課題は、担い手の高齢化や後継者不足である。
地元農業者と多面的機能支払交付金事業組織と一体となって、農地を維持し耕作放棄地の発生防止に努めている。今後、持続的に農地の利用を図るためには、農地の集積や後継者の育成が必要である。
【地域の基礎的データ】
農業者:39人(うち50歳代以下23人)、認定農業者10経営体
主な作物:水稻、トマト、メロン

(2) 地域における農業の将来の在り方

国営緊急農地再編整備事業による基盤整備事業の実施地区で、整備後に農地の集積を進め、集落と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	41.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	41.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
基盤整備後に、担い手への農地集積を目指す。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用しつつ、農業者の経営状況に応じて段階的に農地集積を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
国営緊急農地再編整備事業により、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
国営緊急農地再編整備事業により、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を実施し、地域内外からの担い手を確保する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
集落内で施設園芸の効率化を図るため水稻関係は集落営農組織へ作業を委託し、集落の耕作放棄地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

⑦多面的機能支払交付金事業と連携し、適切な農地の維持管理を行う。